

答 申

「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人（審査請求人の母を含む）に関する以下の書類 ①松山市〇〇に係る地図訂正書類、②松山市〇〇、〇〇及び〇〇を買収していることがわかる書類、③遺産分割協議書」非開示決定

第 1 審査会の結論

令和 3 年 2 月 15 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 1 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人（審査請求人の母を含む）（以下「審査請求人等」という。）に関する以下の書類 ①松山市〇〇に係る地図訂正書類（以下「文書 1」という。）、②松山市〇〇、〇〇及び〇〇を買収していることがわかる書類（以下「文書 2」という。）、③遺産分割協議書（以下「文書 3」という。）」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、当該土地について地図訂正や買収は行っておらず、文書 1、文書 2 及び文書 3 のいずれも保有していないため文書不存在であるとして、令和 3 年 2 月 15 日付で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 5 月 17 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

令和 3 年 5 月 17 日付けで提出のあった審査請求書について、処分の取り消しを求める具体的な理由が記載されていないため、実施機関は令和 3 年 5 月 28 日、行政不服審査法第 23 条の規定に基づき、審査請求人に対し、令和 3 年 6 月 11 日までに補正するよう命じた。

これに対し、審査請求人は令和 3 年 6 月 9 日、実施機関に対し審査請求の理由を記載した補正書を提出し、審査請求書の補正を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る個人情報の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人等に関する文書1、文書2及び文書3である。

2 本件個人情報を非開示とした理由

実施機関が、松山市〇〇の地図訂正並びに、〇〇、〇〇及び〇〇を買収した事実はなく、文書1、文書2及び文書3は存在しないため、非開示とした。

第4 審査請求の内容

審査請求人が主張する審査請求の理由は、存在しないとされている文書は存在するはずというものである。

なお、審査請求人は実施機関の弁明に対する反論は行っていない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報は、一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人等に関する文書1、文書2及び文書3である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、実施機関が松山市〇〇の地図訂正を行った事実並びに、〇〇、〇〇及び〇〇の買収を行った事実はなく、文書1、文書2及び文書3のいずれも文書不存在のためであり、条例第23条第2項の規定に基づき、非開示の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、存在しないとされている文書は存在するはずであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、文書1、文書2及び文書3の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 文書1の不存在について

実施機関の説明によると、審査請求人は、松山市〇〇の地図訂正を実施機関が行ったと主張しており、実施機関が行ったとする当該地図訂正に関する書類である文書1の開示を求めているものと思料するが、地図訂正の申請ができるのはあくまでも土地の所有者であり、当該土地に何ら権利を有しない実施機関は、そもそも地図訂正の申請を行うことはできない。実施機関が土地の所有者に代わり登記申請できる場合として、所有者と土地売買契約を締結したうえで、所有者から登記承諾書の提出があった場合があるが、当該土地は歩道整備には必要のない土地であり、そもそも当該土地を地図訂正する動機は実施機関にはまったくないとのことである。

また、当審査会において登記事項証明書により、当該土地の所有者は愛媛県又は審査請求人以外の第三者であることを確認した。

以上のことを踏まえると、実施機関が当該土地の地図訂正を行った事実はなく、文書1について作成、保有していないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められず、文書1は存在しないため、開示できないとの実施機関の処分は妥当である。

(2) 文書2の不存在について

実施機関の説明によると、審査請求人は実施機関が松山市〇〇、〇〇、〇〇を買収したと主張しており、実施機関が行ったとする当該土地の買収に関する書類として文書2の開示を求めているものと思料するが、当該土地のうち、松山市〇〇については、上記(1)のとおり実施機関が買収した事実はない。〇〇及び〇〇については、審査請求人が所有権者であり、歩道整備計画の事業用地に該当するため、平成20年度及び平成25年度の二度にわたり土地所有権者である審査請求人に現地境界立会を求めたが、当初両側歩道整備の計画であったものが片側歩道整備計画に変更となったこと等を理由として現地立会に応じてもらえず、用地測量ができていない状況であり、当然、用地買収も行っていないとのことである。

また、当審査会において登記事項証明書により、松山市〇〇の所有権者は上記(1)のとおり愛媛県又は審査請求人以外の第三者であること、〇〇及び〇〇の所有権者は審査請求人本人であることを確認した。

以上のことを踏まえると、実施機関が当該土地の買収を行った事実はなく、文書2について作成、保有していないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められず、文書2は存在しないため、開示できないとの実施機関の処分は妥当である。

(3) 文書3の不存在について

実施機関の説明によると、実施機関が松山市〇〇の地図訂正を行ったと主張する審査請求人は、実施機関が集合地番である当該土地を地図訂正するためには審査請求人を含む当該集合地番の土地所有権者全員の同意が必要であるが、自分はこれに同意した覚えはなく、実施機関が他の相続人の同意を得たうえで自分に無断で遺産分割協議書を作成して地図訂正を行ったと主張しており、地図訂正を行ったとする実施機関が作成、保有している文書3の開示を求めているものと思料するが、上記(1)のとおり、実施機関が松山市〇〇の地図訂正を行った事実はない。

当該土地の地図訂正は、当時の土地所有権者が隣接する県道との境界確認を行っていることから、同人が行ったものと推定されるが、その際、法務局登記官の判断により、審査請求人の所有地は直接隣接していないため審査請求人の同意は不要であった可能性が高いと思料され、そうであれば、そもそも遺産分割協議書も不要であり、地図訂正が行われたからと言って、必ずしも遺産分割協議書が作成されたとは言えないとのことである。

また、上記(1)のとおり、当審査会において登記事項証明書により、当該土地の所有権者は愛媛県又は審査請求人以外の第三者であることを確認した。

以上のことを踏まえると、実施機関が当該土地の地図訂正及び買収を行った事実はなく、文書3について作成、保有していないとする実施機関の説明に、何ら不自然、不合理な点は認められず、文書3は存在しないため、開示できないとの実施機関の処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも憶測の域を出ないものであり、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 10月 20日	諮問
令和3年 11月 16日	審査会（第1回審議）
令和4年 1月 12日	審査会（第2回審議）
令和4年 3月 17日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	